

平成30年9月10日

立田幼稚園

平成31年度 園児募集に関する付属資料

【子ども子育て支援新制度の概要と平成31年度の立田幼稚園運営について】

1. はじめに

皆様方も既にご承知の通り、平成24年8月に「子ども子育て支援法」、「改正認定こども園法」及びそれ等に関する「整備法」の三法律が制定されるに至り、これ等の法に基づく『子ども子育て支援新制度』が平成27年度から全国一斉にスタートしました。

以来3年を経過した現在、熊本県内の私立幼稚園では早くもその半数近くが新制度による認定こども園等への移行を実現しています。

立田幼稚園では、入園して頂く幼児の保護者の皆様も、また働く教職員にも混乱や戸惑いが生じないようにしながら、どのような形で新制度に移行できるのかをこれまで種々検討して参りましたが、後述する内容にて平成30年度から新制度に移行するよう行政へ確認申請書を提出して「施設型給付の幼稚園」へと移行いたしました。

平成31年度は移行2年目となりますが、新制度の概要を皆様にお伝えし、内容をより確実にご理解頂く事が重要と考えます。募集要項を補完するものとしてこの資料を作成致しましたので、熟読頂きご理解を深めて頂きますようお願い致します。

尚、子ども達にとっては従来通りの幼稚園教育施設として何等変わるところはありませんので、ご安心下さい。2歳児の受け入れ促進や預かり保育の充実等で幼稚園における子育て支援が一層拡大されるものとお考え頂きますようお願い致します。

2. 新制度の概要

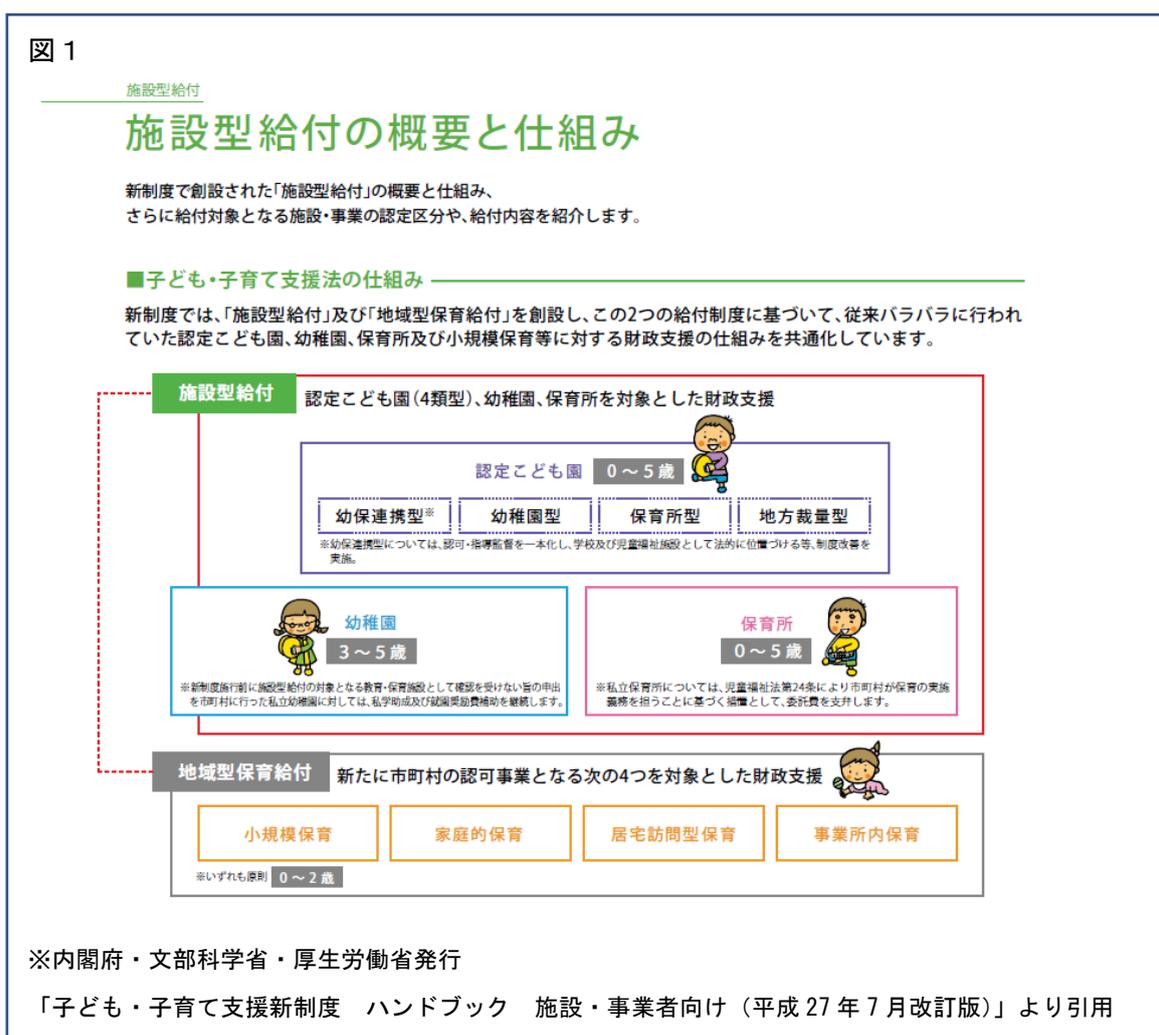
「子ども子育て支援新制度」は、内容が多岐にわたるため、今回全容をお伝えすることは叶いませんが、幼稚園や今回の園児募集に係る事柄を中心に、以下その概要をお知らせ致します。

[2. 1] 施設型給付制度の導入 (図1参照)

これまでの、幼稚園や保育所あるいはその保護者に対する財政支援は、指導監督庁や市町村によってバラバラに実施されていたため、偏りや平等性に欠ける等の批判がありました。この不備を解消し、どの施設を選択しても事業者（幼稚園や保育所等）や利用者（園児や保護者）が平等な財政支援を受けられる仕組みとして、この「施設型給付制度」が実施される事となりました。

これにより同じ事業内容（例えば幼稚園）なら、どこに入園しようとも同じサービスであれば同じ負担額となります。また、どの事業所も同じ財政支援を受ける事となります。

図 1



[2. 2] 利用者の認定区分 (表1参照)

施設型給付を受ける施設（特定教育・保育施設と呼ぶ）は、県や市町村への確認申請を通して認可や認定を受け事業を実施します。

その特定教育・保育施設を利用する乳幼児は、その利用内容（サービス内容）によって、表1の通り、1号認定児、2号認定児、3号認定児へと3つに区分されます。

1号の幼児は、従来の幼稚園児です。市町村に申請する必要がありますが、満3歳の誕生日を迎えている幼児であれば、全て1号認定を受けることができます。

2号、3号の乳幼児は、これまでの保育所対象児であり、2号、3号児としてのサービス内容を求めるには、市町村の認定審査を受ける必要があります。

また、2号、3号の認定を受けられる者であっても、1号認定を選択することができ、これまでのように幼稚園に通って預かり保育を利用することも可能です。

更に、3歳未満児の幼稚園入園も従来通り認められており、3号認定に該当しない2歳児も、幼稚園に入園しすることができ、預かり保育を利用することが可能です。但し、満3歳になるまでは1号認定は受けられませんので、園で定める「2歳児」として対応致します。

詳細は、園へご相談下さい。

表1 **利用者認定区分**



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

※内閣府・文部科学省・厚生労働省発行

「子ども・子育て支援新制度 ハンドブック 施設・事業者向け（平成27年7月改訂版）」より引用

[2 . 3] 私立幼稚園の取り得る選択肢 (図2参照)

新制度の中で私立幼稚園が取り得る選択肢は、大別すると、下記①～③の3通りです。

【新制度へ移行】 ※市町村或は、都道府県の確認・認定・許可が必要。

- ① (幼保連携型または幼稚園型) 認定こども園へ移行する。
- ② 施設型給付を受ける幼稚園へ移行する。 ※立田幼稚園は②に該当します。

【新制度へは移行しない】 ※財政支援等は、これまで通り文科省・都道府県管轄下で実施される。

- ③ 従前通りの幼稚園として残る。

図2

私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定こども園になって 「施設型給付」を受ける (幼保連携型)	幼稚園のまま 「施設型給付」を受ける (幼稚園型)	幼稚園のまま 「施設型給付」を受けない ^{*1} _{*2}
位置付け・役割	位置付け	●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育二ーズ」に対応	●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育二ーズ」に対応	●学校教育を提供する施設
	役割	(幼保連携型) ●学校と児童福祉施設の位置付け	(幼稚園型) ●学校 ●保育機能を認定	
施設の認可(認定)・指導監督等	認可(認定)	(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市	(幼稚園型) ●都道府県	●都道府県
	確認	●市町村		
財政措置	1号認定子ども	「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 ^{*3} 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」	●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 ^{*3} 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等) ^{*4}	●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費
	2号・3号認定子ども	「保育時間」に対応する「施設型給付」 ^{*3}	●私学助成(特別補助等) ^{*4}	
	私学助成(特別補助等) ^{*4}			

※内閣府・文部科学省・厚生労働省発行

「子ども・子育て支援新制度 ハンドブック 施設・事業者向け(平成27年7月改訂版)」より引用

[2. 4] 公定価格と利用者負担額・公費負担額（施設型給付費）（図3参照）

1号認定児と2～3号認定児の財政支援を実施するために、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定した、全国一律の価格「公定価格」が定められています。

その公定価格の範囲において政令で定める額を限度として、市町村が「利用者負担額」を定めます。この「利用者負担額」は、保護者が幼稚園に納めるものです。

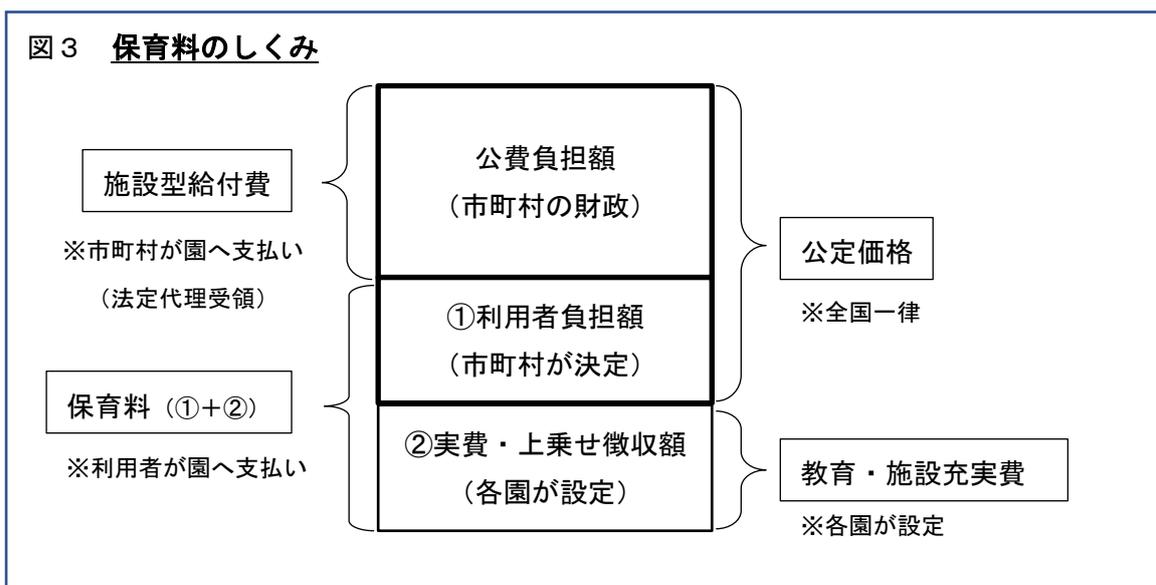
市町村は公定価格から利用者負担額を差し引いた金額を幼稚園へ給付し、幼稚園はそれを法定代理受領します。これを「施設型給付」と言います。

別紙1（熊本市）、別紙2（菊陽町）、別紙3（合志市）に平成30年度の利用者負担額を示しますので、ご参照下さい。平成31年度も同様に、各町村にて利用者負担額を決定して提示されます。

入園申込者が幼稚園へ願書と支給認定申請書を提出し、幼稚園から各市町村へ支給認定申請書と入園者名簿を提出すると、1号認定が決定します。その後、各世帯の所得税額や子どもの数等によって、子ども一人ずつ個別に利用者負担額が決定されます。

支給認定申請書は平成31年4月1日に居住予定の市町村に提出する必要がありますので、転居の予定がある方は注意が必要です。

尚、利用者負担額に加えて教育内容や施設・設備の充実のために必要な経費を上乗せして合計した金額が、利用者の「保育料」となります。



3. 平成31年度の立田幼稚園の運営

平成30年度から子ども・子育て支援新制度における施設型給付の幼稚園としてスタートし、従来の幼稚園としての機能に加え、下記のことに入力しているところです。

- (1) 本来の幼稚園教育とその機能を損なう事なく、広く安定した財政支援や財政負担の公平性・平等性を担保しながら、教職員一丸となって幼児教育の更なる充実を目指す。
- (2) 預かり保育を充実することにより、1号認定対象児のみならず、2号認定対象児や3号認定対象児としての2歳児、更に3号認定に該当しない2歳児も本園を利用可能とし、認定こども園と同様の事業展開を実施して、保護者の就労支援に努める。
- (3) 新園舎を十分に活用して2歳児（1号認定を受けた満3歳児と3歳未満の2歳児）の入園促進を図り、子育て支援の役割も果たす。
- (4) 未就園児体験保育や保護者支援プログラム等を実施し、地域の子育て支援センターとしての役割を担う。

移行2年目の平成31年度も、新制度の幼稚園として子育て支援機能の更なる充実を図って行きたいと考えています。

4. 最後に ～平成31年度入園希望者向け事前説明会のご案内～

下記日程にて平成31年度入園希望者向け事前説明会を開催致します。

立田幼稚園の教育方針や、施設型給付の概要、入園までの流れに加え、幼稚園の運営に関する重要事項を説明致しますので、是非ご出席下さい。申し込みの必要はありません。

また、ご不明な点等がありましたら、いつでもご遠慮なくお尋ねください。

(立田幼稚園 電話096-338-7320)

【事前説明会日程】

平成30年10月24日（水）新入園児保護者対象説明会 10:30～ 遊戯室にて

※入園決定者を対象とした入園前の説明会は、下記日程にて従来通り実施致します。

平成31年3月2日（土） 10時～ 遊戯室にて

**平成30年度 熊本市 子ども子育て支援新制度
認定こども園等の教育標準時間認定(1号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)**

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000円
③	市民税所得割額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 77,101円未満	10,100円
⑥	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑦	211,201円以上	25,700円

注1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税所得割額、9月から翌年3月は当年度分の市民税所得割額により決定します。

注2 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

注3 幼稚園年少から小学校3年までの範囲内において、小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等を利用している兄・姉がいる場合には、そのうちの最年長の児童から順に数えて、2人目の児童については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。

ただし、市民税所得割額77,101円未満(階層③～⑤)の世帯については、地方税法上の扶養親族(兄・姉)がいる場合には、上の子の年齢を問わず2人目については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。

なお、市民税非課税世帯(階層②)については、2人目以降の児童は無料となります。

注4 ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、②階層となった場合には無料、また、市民税所得割額が77,101円未満(本市階層③～⑤)の場合、1人目は3,000円に、2人目以降は無料となります。

注5 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

注6 公立幼稚園の利用者負担額は、別途定めることとなります。また、新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担額は、現行どおり各園が定めます。

○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先

各区役所 保健子ども課
 中央区 096-328-2421
 東区 096-367-9130
 西区 096-329-6838
 南区 096-357-4135
 北区 096-272-1104

市役所保育幼稚園課
 096-328-2568

菊陽町利用者負担額表(1号認定)

平成30年4月1日現在

階層区分	定義		利用者負担額 (月額)
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
第2階層	市町村民税が右の区分	非課税世帯	0
		要保護等	3,000
第3階層	市町村民税所得割課税額	24,300円未満	7,400
第4階層		24,300円以上48,600円未満	9,300
第5階層		48,600円以上77,101円未満	10,100
第6階層		77,101円以上211,201円未満	17,700
第7階層		211,201円以上	22,900

【利用者負担額表の備考】

※「要保護等」とは、母子(父子)世帯並びに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯になります。

【利用者負担額表の算定方法】

※世帯の階層区分の設定については、父母及び同居の祖父母等(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額の課税状況に応じて決定します。ただし、市町村民税額は住宅借入金等の税額控除の前の額で計算します。

※4～8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は現年度の市町村民税額により決定します。

【利用者負担額軽減について】

※年少クラスから小学校3年生までの間に通園・通学している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。但し、市町村民税所得割課税額が77,100円未満の世帯においては、最年長の児童から順に1人目、2人目とカウントします。また、第2階層は2人目から無料となります。

※第3階層から第5階層の要保護世帯は、3,000円になります。

※また、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯については、入園している最年長の児童から1人目は3,000円、2人目以降は無料となります。

【その他】

※3歳児から5歳児まで同一の利用者負担額となります。

※この利用者負担額のほかに、各施設・事業によっては、教材費などの実費徴収がある場合があります。

※修正申告等をされた場合は、利用者負担額が変更になる場合がありますので子育て支援課まで御連絡ください。

利用者負担額は自治体ごとに異なりますが、合志市にお住まいの方は、市外の施設を利用した場合も合志市の基準になります。

合志市徴収金(1号認定)基準額表

階層区分	定義		1号認定
1	生活保護		0円
2	市町村 民税所得割額	非課税世帯 (均等割額のみ含む)	一般 3,000円
3		24,300円未満	一般 7,400円
4		24,300円以上 48,600円未満	一般 9,300円
5		48,600円以上 65,000円未満	一般 11,800円
6		65,000円以上 77,101円未満	一般 13,300円
7		77,101円以上 211,201円未満	17,700円
8		211,201円以上	20,000円

利用者負担額に関する注意事項、軽減措置など(今後廃止となる場合があります。)

- 1) 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定します。
- 2) 市民税の額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除等)を行なう前の額です。
- 3) 3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、そのうちの最年長の児童から準に数えて、2番目の児童については半額に、3番目以降の児童については無料となります。(どの階層においても適用されます。)
ただし、
①非課税世帯(均等割額のみ含む)については、上記範囲の年齢に限らず、第2子以降の児童については無料となります。
②市民税所得割額77,101円未満(非課税世帯(均等割額のみ含む)を除く)の世帯については、上記範囲の年齢に限らず、第2子については半額、第3子以降の児童については無料となります。
- 4) 「要保護等」に該当する世帯については、非課税世帯(均等割額のみ含む)の場合は無料、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合は、第1子は3,000円、第2子以降の児童は無料となります。
※「要保護等」とは、次に掲げる世帯です。
①「母子等世帯」…配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる世帯です。
ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ. 療育手帳交付を受けた者 ウ. 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者
エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 5) 上記の利用料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乘せ徴収が必要となる場合があります。
- 6) 新制度に移行しない幼稚園については、各園が設定する利用者負担額になりますので、各幼稚園へお問い合わせください。